

社労士オフィス.KAN

## KAN 通信

VOL53

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN

社会保険労務士 武用 貴汰

〒573-0013

大阪府枚方市星丘 1-26-14

電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291

e-mail: kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

## コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付が始まります

### ◆国内旅行者数はコロナ前にはほぼ回復

株式会社 J T B が 7 月 7 日にまとめた旅行動向見通しによれば、国内旅行人数は 7,000 万人で前年比 175%、2019 年比 96.7% まで回復してきています。

一方、7 月 11 日時点の新規感染者数は 37,143 人と、1 週間前の 16,805 人と比較して 2 倍以上に増え、第 7 波が始まっているともいわれています。

### ◆ワクチン接種証明書が必要になったら？

こうしたなか、旅行や帰省などで遠方に出かける場合に接種証明書の提示が必要とされる可能性があります。

接種証明書は、接種を受けた際に住民票のある市町村への申請のほか、マイナンバーカードを持っている人は、国の新型コロナワク

チン接種証明書アプリで入手できます。

### ◆7月下旬よりコンビニ交付も開始

さらに7月下旬からは、マイナンバーカードを持っている人は、全国約 5 万 6,000 の公的証明書等の交付サービスを行っているコンビニでも入手できるようになります（発行手数料 120 円）。

これは、スマートフォンを持っていない人や土日等に紙の接種証明書が必要とされる場合、転居により複数の市町村で接種を受けた場合の対応など、アプリではカバーできない部分の利便性向上のために開始されます。

### ◆海外渡航用の入手も可能

海外渡航に際し、接種証明書が入国時に有効と認められる国・地域は、102 カ国・地域となっています（2022 年 3 月 24 日時点）。

今後、海外旅行や出張などの機会も増えると見込ま

れていますが、海外渡航用の証明書も、アプリやコンビニ交付で入手可能となります。

ただし、マイナンバーカードにパスポート情報が登録されている必要がありますので、ご注意ください。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書（接種証明書）について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)

## 今後の在宅勤務はどうする？

### ◆29.1%の企業で約1割の従業員が在宅勤務を実施

東京商工リサーチが行った調査によると、2022 年 6 月時点で「在宅勤務を実施している」と回答した企業は 29.1% だそうです。2021 年 10 月に行った同じ質問に対する回答結果からは約 8% 低下しています。今回の内訳

を見ると、大企業の約 57%に対して中小企業では約 24%と差が大きくなっています。実施企業では、約 1 割の従業員が実施している企業が、大企業・中小企業とも最多となっています。

#### ◆在宅勤務を取りやめた企業が約 27%

中小企業で特徴的なのは「新型コロナ以降、一度も実施していない」で、約 48%となっています（大企業では約 16%）。

また、「実施したが取りやめた」とする企業は、企業規模にかかわらず約 27%でした。この調査結果では、その細かい理由までは掲載されていませんが、在宅勤務に対する評価方法が難しいことなどが理由のようです。

#### ◆DX を止めない

コロナ禍により、業務のやり方を変えなくてはならなくなったことで、強制的にDX化が進んだ一面もあるでしょう。新型コロナは、ある意味で、政府による働き方改革の取組みより、働く人の意識を変える効果があったかもしれません。

新型コロナによる企業活動への影響はすでに収束したという企業も一定程度あり、企業の人手不足感が現れてきています。

コロナ禍の期間で行った業務改善や得られた知恵は継続していくほうが、労働環

境の改善につながり、結果として人材確保などに有利に働くと考えられます。一方、在宅勤務を行って問題点が出てきたにもかかわらずそれを放置するのも良くありません。元に戻すにしても続けるにしても、その効果と課題についてしっかりと検証を行いましょう。「なんとなく」というのは避けたいものです。

【東京商工リサーチ「第 22 回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」】

[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220622\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220622_01.html)

#### 8 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

##### 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

##### 31 日

- 個人事業税の納付 < 第 1 期分 > [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第 2 期分 > [郵便局または銀行]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

#### ～当事務所より一言～



私事ですが、55歳でゴルフ初コースに行ってきました。滋賀県の信楽辺りにある「タラオカントリー」

あまりにもひどい成績で言うのも恥ずかしいですが、スコア「202」悲惨でした。熱中症にもなりかけました。

夏のゴルフは遠慮して、次は11月とかにリベンジしたいと思います。

皆様も猛暑の日々が続きますが、熱中症にならないように気を付けて下さい。